

小松市民病院経営強化プラン及び病院施設の在り方策定業務 仕様書

1. 業務名 小松市民病院経営強化プラン及び病院建設基本構想策定業務

2. 業務目的

本業務は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠するとともに当院が安全・安心で持続可能な医療を提供していくため、今後の医療需要や地域の医療機関連携を踏まえた病床機能の検討や建設後 34 年が経過した本館施設の在り方など将来像を見据えたプラン及び施設の構想策定を目的とするものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

4. 委託上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 当院の概要

施設名 国民健康保険小松市民病院

所在地 石川県小松市向本折町ホ60番地

病床数 340床（医療法上の届出病床数）

内訳 一般病床 300床、精神病床 26床、結核病床 10床、感染症病床 4床）

休診日 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

患者数 直近3カ年の実績

ア) 入院患者数

令和元年度 91,300人（1日平均 249.5人）

令和2年度 76,679人（1日平均 210.1人）

令和3年度 72,106人（1日平均 197.6人）

イ) 外来患者数

令和元年度 176,022人（1日平均 724.4人）

令和2年度 141,846人（1日平均 583.7人）

令和3年度 138,446人（1日平均 572.1人）

職員数 561人（令和4年5月1日現在）

正規職員及び会計年度任用職員。委託職員を除く。

4. 施設の概要

- (1) 敷地面積 48,315.95 m²
- (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）
地下1階、地上8階、塔屋1階
- (3) 規模 建築面積 8,775.91 m² 延面積 31,219.07 m²
【新築年月及び新築時面積】
 - ア) 本館（S63.12 竣工）
建築面積：6,155.92 m² 延面積：23,810.53 m²
 - イ) 南館（H18.11 竣工）
建築面積：1,883.53 m² 延面積：6,453.98 m²
 - ウ) 南加賀救急医療センター（H24.10 竣工）
建築面積：609.71 m² 延面積：827.81 m²

5. 業務内容

小松市民病院経営強化プラン及び病院施設の在り方策定

(1) 共通事項

ア) 内部環境分析

経営分析、診療統計分析（DPC データ、レセプトデータ等）、経営形態分析、その他病院経営及び運営に必要な項目の分析を行うこと。

イ) 外部環境分析

将来推計人口、医療圏調査（圏域内の各種病床数、競合医療機関分析、後方支援病院分析等）、医療需給調査、その他病院経営及び運営に必要な項目の分析を行うこと。

ウ) 「(仮称)小松市民病院経営強化プラン及び病院施設の在り方策定委員会」(以下「委員会」という。)等の実施・運営支援

委員会または類似の会議（院内委員会、院内各部門ワーキング及び行政関係委員会）(以下「委員会等」という。)の実施に関し、各種提案、説明資料の作成、委員会等への出席、議事録の作成など委員会等に係る支援を行うこと。なお、委員会は3～5回程度、類似の会議等については、随時開催を予定するものである。

(2) 病院経営強化プラン策定

ア) 内部・外部環境分析に基づく課題の整理と改善提案及び方針確認

ガイドラインの6つの視点に基づき、当院病院事業の経営改善に係る提案及び助言並びに実行支援を行うこと（実行支援については、翌年度以降支援が必要となる年度の予算議決が得られた場合に行う）。

なお、改善提案等にあたっては、石川県地域医療構想及び第8次医療計画に沿った内容とすること。

イ)「小松市民病院経営強化プラン」の策定及び概要版の作成

5(1)による分析及び委員会の意見等をもとに、関係者と調整し、令和9年度までの「小松市民病院経営強化プラン」を策定すること。また、策定したプランの概要版及び説明会等資料を作成すること。

(3)病院施設の在り方策定

ア)病院施設の在り方(将来の当院施設の基本的な病床機能及び規模に関する検討資料)の作成

5(1)による分析及び委員会の意見等をもとに、関係者と調整し、施設の在り方に係る資料(将来の当院の役割を見据えた病床機能や施設規模)を作成すること。また、直近の建設事例を基にした面積比較や概算額の提示並びに施設維持の場合においては、他医療機関事例を基にした概算額の算出を行うこと。

イ)「病院施設の在り方」に係る検討資料に係る概要版の作成

前号の「病院施設の在り方」の概要版を作成すること。

(4)その他

地域住民及び職員等への意見聴取、職員の経営改善への取り組み向上策の支援、パブリックコメントの実施の支援など、上記のほか業務遂行のために必要と認められる支援を行うこと。

6. 成果物

下記に示すもの全てについて、電子媒体(Microsoft office形式)を提出すること。また、(1)~(2)、(4)~(5)については紙媒体80部を提出すること。

(1)「小松市民病院経営強化プラン」本体…A4縦サイズ

(2)「小松市民病院経営強化プラン」概要版…A4横サイズ2ページ程度

(3)「小松市民病院経営強化プラン」説明会等資料…説明時間10分程度(Microsoft power point文書)

(4)「小松市民病院 病院施設の在り方」本体…A4縦サイズ

(5)「小松市民病院 病院施設の在り方」概要版…A4横サイズ2ページ程度

7. 特記事項

(1)法令等の遵守

受注者は、本業務を行うに当たり、関係法令、適用基準等を遵守すること。

(2)打合せ

受注者は、委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ、協議等について、必要に応じてその都度行うこと。また、打ち合わせの内容により、対面とオンラインを使い分けることを厭わない。なお、打合せに要する費用については、受注者において負担するものとする。

(3)調査資料等の貸与

発注者は、受注者が業務を行うに当たり必要となる資料を可能な範囲で提供するものとし、受注者はその資料の管理について善良なる管理者の注意義務を負う。

(4)報告等

受注者は、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を発注者に報告すること。

(5)業務の一括再委託の禁止

受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(6)個人情報の取扱い

受注者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 7 年 3 月 23 日条例第 1 号)」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(7)守秘義務等

受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

(8)著作権等

業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものであること。

(9)疑義

本仕様書に明示がないもの及び疑義を生じた事項については、双方が協議して定めるものであること。